

小部防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

令和 3 年 9 月作成

小部防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドについて

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に活用するものとして、令和元年度に小部防災福祉コミュニティのメンバーで作成したものです。
- (2) 災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (3) これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考にして、小部の特性をふまえてこの地域おたすけガイドを作成しました。
- (4) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。今後、防コミで訓練を通して繰り返し検証して、さらに小部に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



1 運営本部の設置基準

現時点では、災害時には防コミの運営本部の設置等を行わない。基本的に防コミは防災訓練や日頃の心構えなど、平常時にできることに取り組んでいく。

なお、災害が起きた場合については、基本的に各自治会や個人の判断により、お互い助け合いながら行動することを原則とする。

防コミとしての活動が必要になったと判断された場合には、防コミ委員長が連絡網等を用いて役員を招集して活動を行うこととします。

2 活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

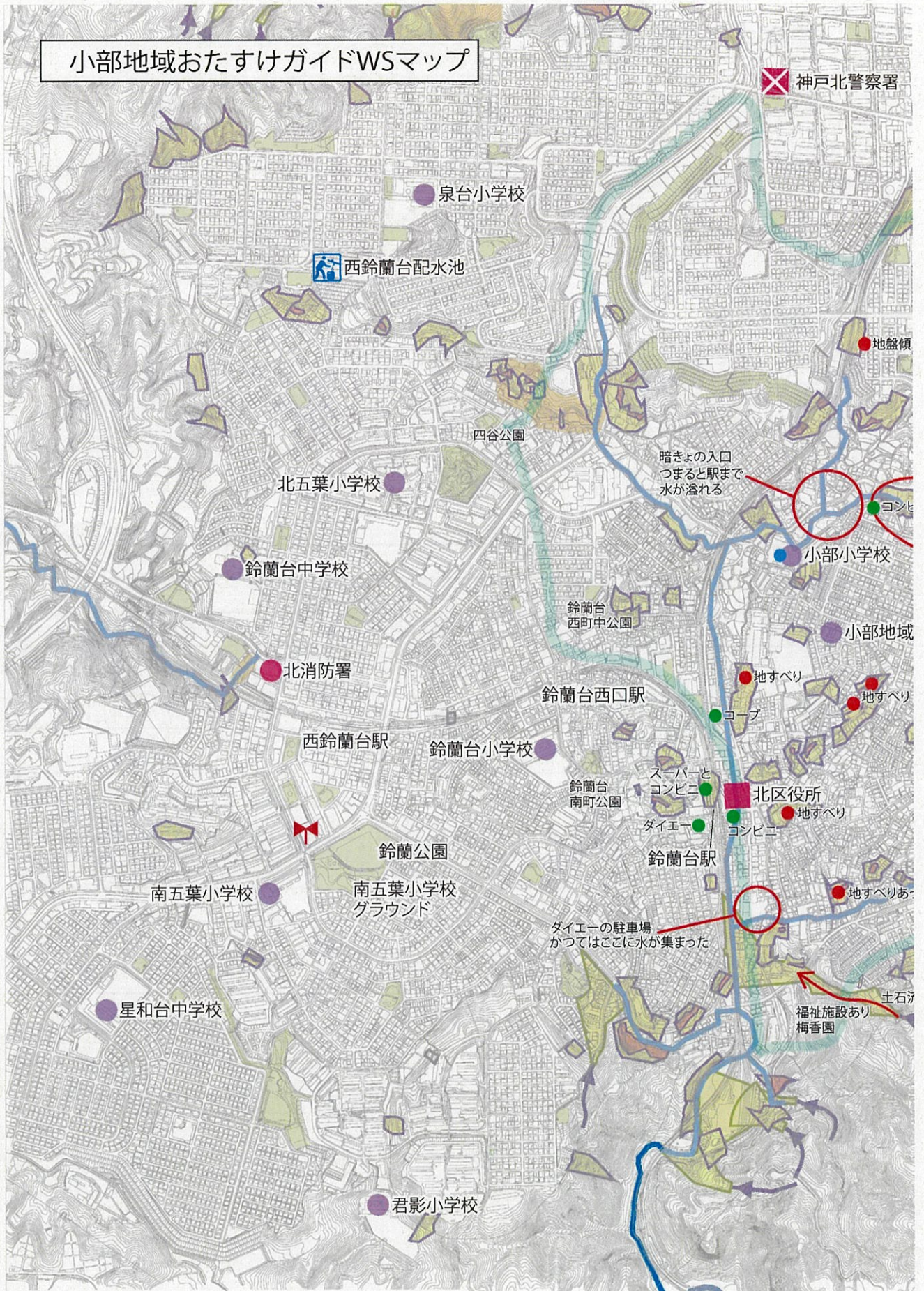
3 役員参集場所等一覧

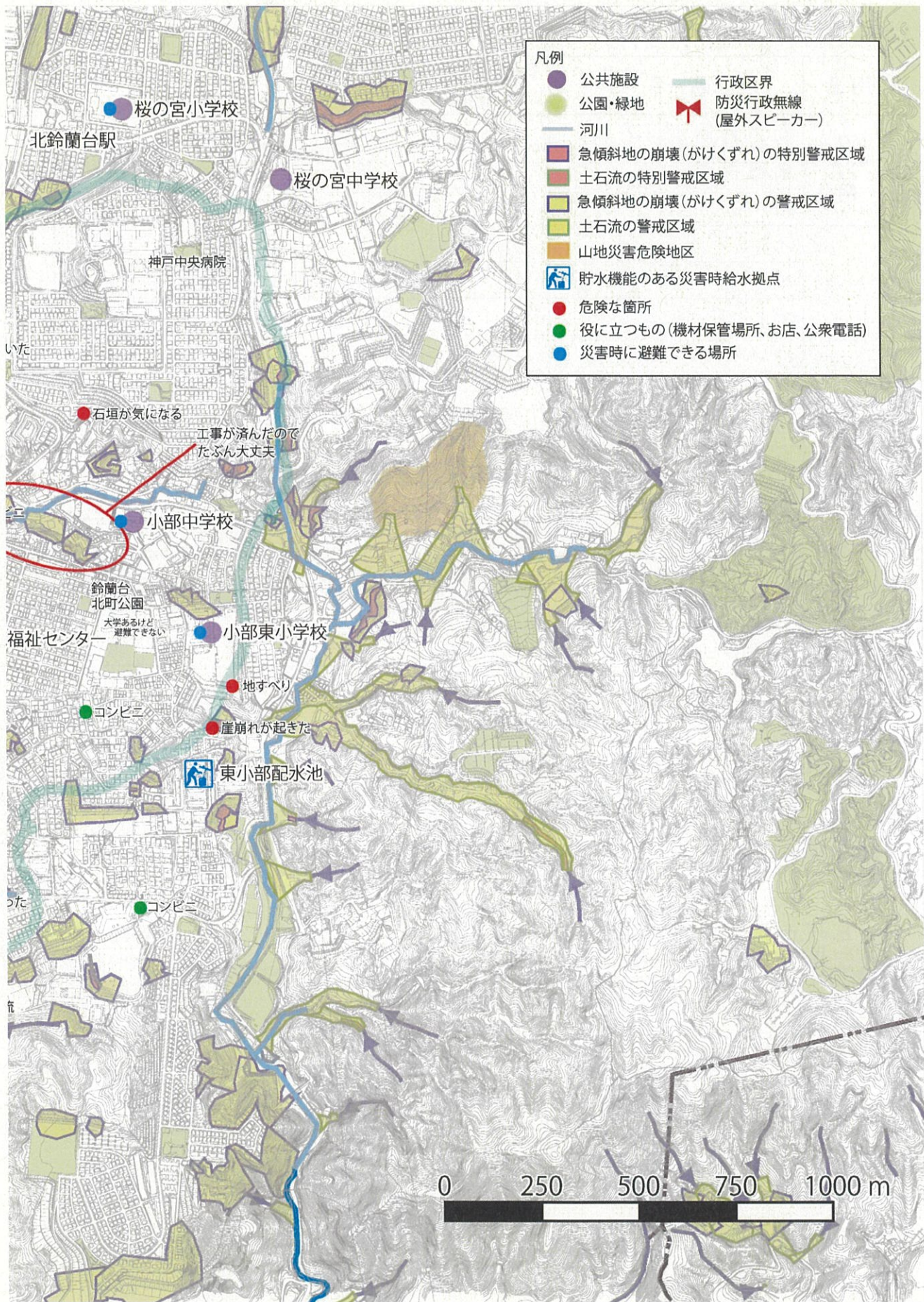
防コミ運営本部	設置しない					
ブロック本部	設置しない					
防災資機材庫	鈴蘭台北町公園	鈴蘭台東小公園	小部尻市民公園			
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	津波		
	小部小学校	△	△	○	・がけくずれ注意	○
	小部東小学校	△	△	○	・校庭の北側、 がけくずれ注意	○
小部中学校	○	○	○		○	
緊急避難場所 (屋外)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	
		地震	津波	大火		
災害時要援護者 台帳保管場所	なし					
防災行政無線 保有者						
地域内の危険箇所	地図に表示					
その他必要な事項						

※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・○：避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能。
- ・△：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。

4 地域防災マップ





- 凡例
- 公共施設
 - 公園・緑地
 - 河川
 - 行政区界
 - ✚ 防災行政無線 (屋外スピーカー)
 - 急傾斜地の崩壊(がけくずれ)の特別警戒区域
 - 土石流の特別警戒区域
 - 急傾斜地の崩壊(がけくずれ)の警戒区域
 - 土石流の警戒区域
 - 山地災害危険地区
 - 🚰 貯水機能のある災害時給水拠点
 - 危険な箇所
 - 役に立つもの(機材保管場所、お店、公衆電話)
 - 災害時に避難できる場所



5 防災資機材庫

用途	品名	鈴蘭台東 小公園	小部尻市 民公園	鈴蘭台北 町公園	合計
消 火 用	動力消防ポンプ			1	1
	訓練用消火器		5		5
	布バケツ			10	10
救 助 用	スコップ	14	3	13	30
	バール		1		1
	オノ	1		1	2
	ハンマー	4	2	3	9
	簡易ジャッキ		1	2	3
	つるはし	4	2	4	10
	ボルトクリッパー	2			2
	ヘルメット	12	8	3	23
	手袋	30			30
	折りたたみ担架	1	1	1	3
	トランジスターメガホン		1		1
一輪車	2(パンク)		2	4	

〈防災資機材庫 保管場所及び保管者〉

○鈴蘭台東小公園 防災資機材庫

保管場所：鈴蘭台東小公園、鈴蘭台東町4丁目9-30

○小部尻市民公園 防災資機材庫

保管場所：小部尻市民公園

○鈴蘭台北公園 防災資機材庫

保管場所：鈴蘭台北公園

災害時の行動

は、その行動が完了したら✓をつける。

① 風水害

【災害発生前】

個人の行動

● 大雨の天気予報、注意報発令の段階

- ラジオやテレビなどで災害情報を確認する。
- 排水溝の詰まりがないか、強風で飛ばされる物がないかなど自宅と自宅周辺の状況を確認する。
- 非常用持ち出し袋などを準備し、避難に備えておく。
- 浸水のおそれがある地区では、雨戸を閉め、土のうの準備をしておく。
- 自家用車の燃料を確認しておく。
- 不要不急の外出は控える。特に川の近くには行かない。
- 外出している場合は、交通機関の情報を確認しておく。
- 危険箇所や避難所への経路を確認しておく。
(道幅の広い道を選ぶ。川・水路沿いの道は避ける。)

● 警報発令、避難準備情報発令の段階

- 避難準備情報が発令されたら、自主避難の準備をする。
(避難所に行くのと自宅にいるのとどちらが安全かを判断することはとても重要です)
- 土砂災害警戒区域の方はできるだけ避難所に行くことが望ましいです。避難所へ移動できる人は避難所に移動しましょう。

● 避難勧告、避難指示発令の段階

- 危険と思われたら、安全な場所へ避難する。
- 家の中が安全な場合は、2階へ避難する。
- 避難所へ避難の場合は飲料水や少量の食べ物などを用意する。

防災福祉コミュニティとしての活動

1. 防コミでの活動

- 平常時に、災害の想定を行い、被害を最小限にするための方法を話し合う。
- 原則として、災害時には防コミとして組織的な防災活動は行わない。
- 避難準備・高齢者等避難開始（警戒情報レベル3）の情報が出たら、余力のある防コミ役員は避難所開設の手伝いに行く。

2. 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等の情報をできるだけ収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、近隣の人達と共有する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、近くに災害時要援護者がいれば、早期の自主避難を呼びかける。また、各自治会等で災害時要援護者の避難誘導について、あらかじめ決めている事項があれば、それに従って行動する。

3 組織内の連絡体制の確保

- 防コミとして対応すべき事態が生じた場合に備え、情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、各自治会の役割分担等により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備え、防災資機材や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

1 自治会毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 必要に応じてブロック長（単位自治会長等）が「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

2 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集し、できるだけ自治会内や近隣の人達と情報を共有する。
- ブロック長（単位自治会長等）は、各自治会で決めた連絡網等を使って有線電話、携帯電話等により各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- 各自治会で民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
 - * ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 救出・救護

- 自治会単位で、二次災害に注意しながら、防災資機材等を使用し被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 各自治会で被害情報、活動情報等をまとめ区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営を手伝う人は、避難所で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 緊急避難場所・避難所の開設

- 避難所運営を手伝う人は、学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

② 地震

【災害発生直後】

個人の活動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 自治会毎の災害対応

- 自治会単位で防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（単位自治会長等）は、資機材庫で消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

2 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ等から地震情報・被害情報等を収集し、できるだけ自治会内や近隣の人達と情報を共有する。
- ブロック長（単位自治会長等）は、各自治会で決めた連絡網等や伝令等を使って各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
 - * 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

3 安否確認

- 各自治会で民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
 - * ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

4 消火活動

- 火を出さない

- 出火場所を確認する。
- ブロック長（単位自治会長等）は各ブロックの消火班を中心に、消火活動人員の割り振りをする。
- 自治会単位で、耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
 - * 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

5 救出・救護活動

- ブロック長（単位自治会長等）は、救出活動人員の割り振りをする。
- 二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
 - * 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

7 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

8 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

③ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらゐまで】

1 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮。
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）
 - ※ 特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。
- 福祉避難所を必要とする方を、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- 同行避難してきたペットへの配慮。

2 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

3 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

4 みんなで決めたこと

- 小部防災福祉コミュニティでは、災害に対する備えを万全にすることを目指し、平常時に出来ることをする組織として運営している。
- なので、災害時に防災福祉コミュニティが積極的に救護活動、避難誘導などを行うことは想定していない。
- 防災福祉コミュニティでは、「防災訓練」「火を出さない」「防災についての話し合い」等を中心に活動する。
- 災害時にはそれぞれの地区で万全の対策を行い、緊急時には個人の責任において行動・判断することが重要。
- 向こう3軒両隣の意識を持ち続け、近隣のコミュニティを維持していくことが大切。

【参考】

避難情報の種類	
高齢者等避難 警戒レベル3	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。
避難指示 警戒レベル4	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難する場合や、避難所での生活において困難が生じ、まわりの人の助けを必要とする方

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

連絡先（電話番号）

北消防署	078-591-0119
北区役所（代表）	078-593-1111（代表）
北建設事務所	078-981-5191
北警察署	078-594-0110

このおたすけガイドの作成をお手伝いしたところ
合同会社 人・まち・住まい研究所（電話番号：078-436-2120）